

## 東京農業大学／東京農業大学短期大学部 障がいのある学生の支援に関するガイドライン

このガイドラインは、東京農業大学及び東京農業大学短期大学部に入学を志望する者又は在籍する全ての学生に対して、障がいのある・なしに関わらず、等しく公平な修学の機会を設け、豊かな学生生活をおくることができるように定めるものである。

また、障がいのある学生が一方向的に支援を受けるだけでなく、支援をする側と互いに支え合い、共に学びあう環境を大切に、障がいに対する理解を深め、豊かな人間関係を構築していくための「自立」と「成長」を促すことを目的としている。

### 【基本方針】

- (1) 本学に入学を志望する者又は在籍する学生の内、身体障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能に障がいのある学生が、障がいのない学生と等しく充実した学生生活をおくることができるように、講義・実験・実習・課外活動等に係る授業支援、修学支援を行う。
- (2) 学長は、このガイドラインに定めた目的を達成するため、障がいのある学生に対して必要かつ効果的な支援を行うための措置を講ずる。
- (3) 障がいのある学生に対する支援は、原則として本人（または保護者等）からの要請にもとづいて行う。
- (4) 障がいのある学生が、要請の申し出をしやすいよう、また、申し出に対して柔軟に対応できるように支援体制を整える。
- (5) 申し出に対する対応は、障がいのある学生の障がいの種類や程度に応じて、教員・職員・学生・外部専門機関等が連携して、一人ひとりに対して行う。
- (6) 障がいのある学生への理解を深め、共に学びあう意識を高めるために、教員・職員・学生に対して、支援に関する情報の共有及びセミナーや研修等の機会を設ける。
- (7) 障がいのある学生が安全かつ充実した学生生活をおくることができるように、設備環境の改善、人的環境の整備を行う。

以 上